

# 通信販売特約

## 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

| 用語           | 説明                                                                                                      |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 契約意思の表示      | 保険契約申込みの意思を表示することをいいます。                                                                                 |
| 情報処理機器等の通信手段 | インターネットを含みます。                                                                                           |
| 通知書          | 保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法等を記載したものをいいます。                                                                      |
| 電子データメッセージ   | 保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法等を明示したものをいいます。                                                                      |
| 保険申込者        | 当社に対して保険契約の申込みをしようとする者をいいます。                                                                            |
| 保険料          | 保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭で、保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。 |

## 第1条（保険契約の申込み）

- (1)当社に対して保険申込者は、次のいずれかに該当する方法により保険契約の申込みをすることができるものとします。
- ① 保険申込書に所要の事項を記載し、当社に送付すること。
  - ② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当社に対し契約意思の表示をすること。
- (2)(1)①の規定により当社が保険申込書の送付を受けた場合は、当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書を保険契約者に送付するものとします。
- (3)(1)②の規定により当社が契約意思の表示を受けた場合は、当社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書および保険申込書を保険契約者に送付し、または電子データメッセージによる通知を保険契約者に送信するものとします。
- (4)(3)の規定により当社から保険申込書が送付された場合には、保険契約者は、保険申込書に所要の事項を記載し、所定の期間内に当社に返送しなければなりません。

## 第2条（保険料の払込方法）

- (1)保険契約者は、次のいずれかに定める通知に従い、保険料を払い込まなければなりません。
- ① 第1条（保険契約の申込み）(1)①の方法により保険契約の申込みを行う場合は、同条(2)に定める通知書による通知
  - ② 第1条(1)②の方法により保険契約の申込みを行う場合は、同条(3)に定める通知書または電子データメッセージによる通知
- (2)(1)の場合、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める「保険契約締結と同時に保険料を払い込む」旨の規定を適用しません。

### 第3条（当社による保険契約の解除）

- (1)当社は、第1条（保険契約の申込み）(4)の保険申込書が所定の期間内に当社に返送されない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2)当社は、第2条（保険料の払込方法）(1)の通知に記載された保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面または電子メールによる通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(1)および(2)の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってのみその効力を生じます。

### 第4条（この特約による当社への通知方法）

保険契約者または被保険者が契約内容変更の通知を行う場合は、書面または電話、情報処理機器等の通信手段によって行うものとします。

### 第5条（普通保険約款の読み替え）

この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を次のとおり読み替えます。

- ① 「保険申込書の記載事項」とあるのは「保険契約の申込みを行った際に申し出る事項」
- ② 「保険申込書に記載した事項」とあるのは「保険契約の申込みを行った際に申し出た事項」

### 第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。